

条例等

▼龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法の改正により、平成31年3月1日から、市議会議員選挙についても選挙運動用のビラの頒布が解禁され、その作成に係る公費負担も可能となることから、当市の市議会議員選挙における選挙運動の公費負担についても、ビラの作成を対象とするための改正を行うものです。

また、併せて、自動車の使用、ポスターの作成等に係る費用の公費負担の限度額についても見直しを行うものです。

▼財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公共団体の国等に対する土地、建物等の無償貸付等について、従来は原則として禁止されていましたが、平成23年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法律の整備に関する法律」による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部改正により、現在では各団体の自主的な判断に委ねられることとなっており、道の駅の整備に当たって国への土地の無償貸付が予定されることから、所要の改正を行うものです。

▼龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

市街地活力センター「まいん」について、現在の施設は、一定の役割を終えたものと判断し、閉館するため、条例を廃止しようとするものです。

また、併せて、付則において、当該施設を「重要な公の施設」の対象から削除するための改正を行うものです。

▼権利の放棄について

清掃業務や消防設備保守点検業務等に係る契約解除違約金について、債務者である法人が事業活動を中止し、再開の見込みもないことから、当該債権を徴収する権利を放棄するため、地

方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めらるるものです。

▼指定金融機関の指定について

地方自治法第235条第2項の規定に基づき、当市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関の指定について、同法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めらるるものであり、平成31年10月1日から、2行による2年交替制を採用しようとするものです。

▼龍ヶ崎市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

政治倫理が定められていない市長等（市長・副市長・教育長）について、現行の「市議会議員の政治倫理条例」を一部改正し、「龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例」に改め、まずは、議員と同様の事項を規定することにより、市長等の政治倫理の確立、明確化を図るものです。

また、併せて、文言の整理等を行うものです。

補正予算

▼平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7732万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、248億2642万8000円とするものです。

決算

▼平成29年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について

歳入総額254億6251万7298円に対し、歳出総額は、243億7116万7510円となり、歳入歳出差引額は、10億9134万9788円となるものです。

そのうち、1998万円を継続費通次繰越額として、1億3587万1000円を繰越免許費繰越額として、平成30年度へ繰り越すものです。

審議された議案の主なもの

◆龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例の一部を改正する条例について

◆工事請負契約について

（30国補佐貫排水ポンプ場改築工事（機械設備・電気設備））

[審議結果は4ページ]